

令和7年（2025年）8月13日開催 第16回阿蘇地域医療構想調整会議
「御意見・御提案書」による意見等及びその回答

熊本県阿蘇保健所

【公益社団法人熊本県看護協会 理事 山部委員からの御意見等要旨】

- | |
|---|
| <p>1. 看護職の離職届について、現行は任意の届けとなっているが、義務化はできないのか。（任意のため、離職後他業種に移行したのか、就業せず潜在化しているのか判断ができない。）</p> <p>また、再就業先の紹介が無料であることをSNS等を活用してアピールすれば、若者の目に留まるのではないか。</p> |
|---|

○「看護師等の人材確保の促進に関する法律」が改正され、平成27年10月より施行されました。これにより、看護職が離職時等に住所・氏名・免許番号等を都道府県ナースセンターへ届け出ることが「努力義務」として位置づけられております。

○届け出は本人によるものに加え、離職時の勤務先（病院・介護施設等）が離職者の同意を得た上で代行することも可能です。これにより、ナースセンターは離職者の状況に応じた支援を行い、看護職としての継続的なキャリア形成を支援しております。

○離職届の「義務化」につきましては、法改正を要するため県単独での対応は困難な状況です。しかしながら、本県では熊本県ナースセンターを通じて、病院や研修会等を活用した制度の周知活動を継続的に実施しております。

○また、熊本県ナースセンターでは無料職業紹介を行っており、若年層への認知向上を目的として、既存の会議や学校・養成所への広報活動に加え、公式LINEの開設など、SNSを活用した広報にも着手しております。今後もさらにSNS等を活用し、若年層への訴求力を高めていく予定です。

【回答作成：熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班】

【公益社団法人熊本県看護協会 理事 山部委員からの御意見等要旨】

2. 看護師修学資金貸与事業について、修学資金利用者がどのくらい県内に定着しているのか。併せて、阿蘇圏域は特定施設（※）の対象である市町村に該当しているが、本修学資金利用者が阿蘇圏域の医療機関でどのくらい就業しているのか。
また、本修学資金を受けるに当たって要件が厳しいとの話を聞いているが、実態はどうか。

○熊本県看護師等修学資金貸与者の中で、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの卒業生235名のうち、阿蘇圏域の医療機関に就職した者は3名にとどまっております。阿蘇圏域は特定施設の対象地域に該当しており、修学資金制度を活用した人材確保が期待される地域ではありますが、現時点では定着実績は限定的である状況です。

○修学資金制度につきましては、毎年度、予算額を上回る申し込みがあり、学校養成所からの推薦をもとに貸与者を決定しております。過去3年間の実績では、希望者660人に対し貸与者は496人であり、希望者の約75%以上に貸与が実現しております。さらに、毎年一定数の辞退者が存在することを踏まえると、実質的には希望者の約8割に貸与できている状況です。

○このような状況から、修学資金を取得できないことが直接的な要因となって県外へ学生が流出しているケースは、限定的であると考えております。今後も制度の運用状況を注視しながら、地域医療機関への定着促進に向けた取り組みを強化してまいります。

【回答作成：熊本県健康福祉部健康局医療政策課看護班】

※特定施設とは・・・

特定施設とは、許可病床数200床未満の病院、診療所、訪問看護ステーション等のうち、規則で定める市町村に所在（へき地を有する圏域内に所在）するものを指します。

本修学資金貸与を受けて、卒業後、2年以内に免許を取得し、直ちに条例で定める「免除対象施設」に就業して、一定年数、看護職員の業務に従事した場合は、修学資金の返還が全額免除されます。免除対象施設のうち、特定施設に就業した場合は、業務従事期間3年で返還が全額免除されます。

【公益社団法人熊本県看護協会 理事 山部委員からの御意見等要旨】

3. どの医療機関においても看護師と同様に薬剤師確保も厳しい状況にあり、僻地を抱えている医療機関では、喫緊の課題になっている。
薬剤業務などを外部委託や派遣の仕組み構築などについて、地域医療介護総合確保基金を活用できないのか。

○薬剤業務の外部委託について、本年5月に改正された薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）において、調剤薬局における調剤業務の一部外部委託（薬剤の一包化）が認められることとなりましたが、病院における薬剤業務は対象外となっています。

従いまして、薬剤業務の外部委託に関して、地域医療介護総合確保基金（医療分）での対応は困難です。

○医療機関における薬剤師の派遣の仕組みの構築について、地域介護総合確保基金（医療分）の標準事業例48において、薬剤師の確保が困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備を支援することが示されています。また、同標準事業例34においても、女性薬剤師の復職支援として、地域薬剤師会において、地域の病院・薬局等と連携した復職支援プログラムの実施が示されています。

○他自治体において、薬剤師の緊急派遣などの協議・調整を行うための体制整備に関して、薬剤師就学資金貸与事業や、地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、都道府県が指定する病院（薬剤師の偏在状況や充足状況等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に限る）へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費への補助を行っているところもあると聞いておりますが、ご提案いただきました意見を踏まえ、熊本県薬剤師会や熊本県病院薬剤師会が委員として参画している、熊本県薬剤師確保対策検討会などにおいて検討を行いたいと考えています。

【回答作成：熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課薬事班】